

## 株式分割に関する基準日設定公告

令和3年9月8日

株主各位

沖縄県宜野湾市真志喜1丁目13番16号  
株式会社おきぎんエス・ピー・オー  
代表取締役社長 永田 真

当社は、令和3年8月30日開催の取締役会決議において、令和3年9月24日をもって当社株式1株を10,000株に分割することを決議いたしました。

つきましては、上記株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を令和3年9月23日と定め、同日24時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式1株を10,000株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

なお、上記株式の分割に従い、会社法第184条第2項の定めに基づき、令和3年9月24日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の800株から8,000,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせ致します。

以 上